

国際関連情報 Report from IASB

# IASB による Covid-19 対応

IASB テクニカル・フェロー おかべ けんすけ  
**岡部 健介**

## はじめに

イギリスでは、新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) に対して3月23日からロックダウン措置がとられています。ロックダウン以降はスーパーや薬局等を除き、基本的にすべての施設が閉鎖されており、外出も運動や生活必需品の買い物に限定されるなど、厳格な措置がとられています。それでもなかなか効果は見られず、欧州で最も甚大な被害を受けている国となっています。5月10日に政府から多少のロックダウン緩和措置が発表されたものの日常生活も経済活動も依然として平常には戻っていません。

IFRS 財団では、感染拡大の防止に積極的な対応をとり、ロックダウン前から全スタッフが原則として在宅勤務することとなりました。それ以降、国際会計基準審議会 (IASB) ボード会議をはじめとする各国際会議がすべてビデオで実施されています。スタッフの主な業務がペーパーの執筆等、在宅勤務と親和性が高いことや、以前から柔軟な勤務体制をとっている職員が一定数いること等もあり、テクニカルスタッフについては、比較的スムーズに在宅勤務に移行したように感じています。私が所属するIFRS-IC チームも頻繁にビデオ会議で状況を

報告し合いながら、事務所に通勤していた頃とほぼ変わりなく業務を進められています。

## IASB の Covid-19 対応

Covid-19の感染拡大を受けてIASBにも様々な要望が寄せられていますが、主に基準開発に係るスケジュールの再検討及び現行基準の適用サポートの観点から、措置を講じています。

### (1) スケジュールの再検討

緊急性を要するか否かにより、各プロジェクトを当初のスケジュールどおり進めるべきか否かを4月17日に行われた臨時のIASB ボード会議で検討しました。その結果、金利指標改革のフェーズ2及びIFRS第17号「保険契約」の改訂に関するプロジェクトについては、その緊急性に鑑みて当初のスケジュールどおり進めることとしました。

一方で、IASBにより公表済み及び公表予定の意見募集文書については、表1のようにスケジュールを変更しました。また、公表済みの改訂のうち、2020年1月に公表した「負債の流動又は非流動への分類」については、適用日の延期を検討しています。こちらは私が直接関わっているため詳細を後述します。

また、Covid-19によって検討すべき事項が増えている中で、小さな改訂を随時公表するよりも、時期を遅らせてまとめて公表した方が関係者にとっても効率的だろうという配慮のもと、当初は別々に公表することが予定されていた以下の改訂を5月14日にまとめて公表しました。

- 概念フレームワークへの参照（IFRS第3号の修正）
- 不利な契約—契約履行コスト（IAS第37号の改訂）
- 有形固定資産：意図した使用前の収入（IAS第16号の改訂）
- IFRS基準の年次改善2018-2020

情報要請「IFRS第10号、11号及び12号の適用後レビュー」	2020年8月	2020年12月
情報要請「2020年アジェンダ協議」	2020年12月	2021年3月
ED「開示に関する取組み一的を絞った基準レベルの開示のレビュー」	2020年9月	2021年3月
ED「料金規制対象活動」*	2020年8月	2020年10月

※当初は2020年12月のコメント期日を予定していたが、変更後の期日は今後決定予定

表1 スケジュールの変更

公表済み文書		
	変更前のコメント期日	変更後のコメント期日
ED「全般的な表示及び開示」(2019年12月公表)	2020年6月	2020年9月
情報要請「IFRS for SMEs 基準の包括的レビュー」(2020年1月公表)	2020年7月	2020年10月
DP「企業結合—開示、のれん及び減損」(2020年3月公表)	2020年9月	2020年12月
今後公表予定の文書		
	変更前の公表予定日	変更後の公表予定日
DP「共通支配下の企業結合」	2020年6月	2020年9月

## (2) 基準の適用サポート

Covid-19の感染拡大に起因して問い合わせがあった事項のうち、以下の2点についてIASBが会計基準の適用に関する教育文書を公表しています。

- IFRS第9号「金融商品」の減損に関する規定の適用
- Covid-19に関連した賃料免除に対するIFRS第16号「リース」の適用

これらは既存の会計基準に変更を加えるものではなく、基準の一貫した適用をサポートするものとして公表されています。

さらに、Covid-19に関する賃料免除については、IFRS第16号を改訂する公開草案を4月24日に公表しました。IFRS第16号を適用すると、当該減免がリースの条件変更に応当するかどうかを個別に判定する必要がありますが、当該公開草案では、この判定を行わずに、当該減免がリースの条件変更に応当しないものとして会計処理することを認める提案がなされています。本件は、5月15日に行われた臨時のIASBボード会議で、公開草案に寄せられた

コメントについても議論がなされ、対象となるリース料の範囲や開示要求等について、公開草案に変更を加えた上で最終化することが決定されました<sup>1</sup>（詳細については、本誌 51 頁の「IASB 及び FASB による新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響への対応」を参照いただきたい。）。

### (3) IAS 第 1 号の改訂の適用延期

2020 年 1 月に、IASB は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に関して、負債の流動又は非流動への分類の規定を明確化する修正を公表しました。当該修正は決済日が不確定な債務及び他の負債を流動又は非流動に分類する際の規定に生じていた矛盾を解消するためのもので、2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとされていました。

Covid-19 の感染拡大の影響を受けて、当該修正により生じる可能性がある分類変更の適用に遅れが生じる可能性があることに IASB は留意しました。また、負債の流動非流動の分類に変更が生じ、借入金のコベナンツ条項に影響を及ぼす場合には、借手が当該条項について再交渉する必要があるかもしれません。Covid-19 の感染拡大により、当該交渉の開始が遅れ、交渉自体も長引く可能性があることにも配慮し、当該修正の適用日を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とすることを提案する公開草案を 2020 年 5 月 4 日に公表しました。

なお、デュー・プロセス・ハンドブックでは、公開草案のコメント期間は 120 日が基本であるものの、30 日を下回らない期間であればデュー・プロセス監督委員会の承認を得れば短縮することが認められています。本公開草案は Covid-19 対応の一貫であり迅速に対応する必

要があることから、コメント期間が 30 日に設定されています（なお、前述の賃料減免にかかる公開草案は、例外的な状況であるため評議員会の承認も得た上で、さらに短い 14 日とされていました）。こうした背景もあり、この公開草案の公表に向けてはスピード感が求められました。提案自体は適用日を延期するだけのシンプルなものですが、意見募集文書として公表するための手続は基本的に他の文書と同様です。そのため、文書の公表までに、専門の校正チームによるレビュー、プレス・リリースを公表するチームとのすり合わせ、また公表文書としての体裁を整えたりウェブページを作成するチームとも連携する必要があります。こうした調整を今回は全員が在宅勤務をしている状態で行いました。多少のやり辛さは感じましたし、コミュニケーション不足で公表直前にバタバタしたりもしましたが、当初予定より前倒しで公表できましたし、私個人としても貴重な経験になりました。

本件については、6 月の IASB 会議でコメント分析に関するペーパーを議論し、7 月中旬頃の最終化を目指す予定です。

## おわりに

金融危機の時も同様かと思いますが、今回のような難局を迎えても経済活動は止まることはなく、かえって会計基準設定主体に対するニーズが高まることを実感しており、その一端を担えていることには喜びを感じています。一方で、イギリス国内の状況も以前に比べると数値として改善してきてはいるものの、収束までは道半ばです。働き方も含めてこれまでの生活が

1 最終基準は 5 月 28 日に公表されました。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/05/iasb-issues-amendment-to-ifrs-standard-on-leases/>

元通りにはならないかもしれませんが、一日も早くこの先の見えない不安から解放される日がくることを祈るばかりです。